

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月及び同年 6 月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 50 年 4 月に結婚を機に会社を退職し、すぐに A 市 B 市民センターで国民年金加入手続をし、保険料についても、滞納することなく地域の婦人会の集金人に納付した記憶があるにもかかわらず、社会保険庁の記録では、資格取得が同年 7 月と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録では、昭和 50 年 7 月 9 日に国民年金任意加入と記録されているものの、申立人の国民年金手帳の「被保険者となった日」欄には、A 市の印とともに、「50 年 4 月 30 日」と記載されており、「厚生年金保険被保険者資格の喪失により、未加入期間が生じてはいけないと思い、すぐに A 市 B 市民センターで国民年金加入手続を行った。」とする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、当時の国民年金加入手続や収納組織に係る A 市役所や現 B 地区自治連合会会長への聞き取り調査結果も、申立人の申立内容とおおむね一致していることから、申立内容の^{しんぴようせい}信憑性は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から42年3月までの期間及び同年9月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から42年3月まで
② 昭和42年9月から43年3月まで

社会保険事務所で国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間は未納であるとの回答であった。

しかし、申立期間①については、さかのぼって、申立期間②については町内会の納付組織で、夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきたので、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和42年4月から同年8月までの国民年金保険料は、当初、社会保険事務所の記録では未納とされていたが、国民年金被保険者台帳で納付済みであることが確認され、平成20年6月25日に記録訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

申立期間②について、申立人の夫は国民年金保険料を納付組織の集金で妻の分と一緒に納付していたと主張しているところ、当時申立人の居住地では納付組織による集金が行われていたことがうかがえ、夫の国民年金保険料は納付済みであることが確認できることから、妻のみ未納とされていることは不自然である。

申立期間①について、申立人の夫はA町に転居後の昭和42年ころ、役場の国民年金担当者に強く勧められ、妻の国民年金手帳には「昭和40年度から42年度まで支払済みと書かれ、Bの小さな印が押してあった。」と記憶してお

り、当時のA町の職員名簿では国民年金業務を担当していた住民課に「B」姓の職員が在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和40年6月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された42年11月21日の時点では、既に時効により制度上保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から42年3月までの期間及び同年9月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和19年6月1日であると認められることから申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年6月から同年9月までの標準報酬月額については30円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月29日）及び資格取得日（昭和20年10月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年7月1日から19年10月1日まで
② 昭和20年9月29日から同年10月20日まで

申立期間について厚生年金保険の記録が無いが、昭和17年7月ごろから昭和22年12月31日までA株式会社に勤務していた。20年8月28日に軍隊へ入隊予定であったが、終戦となり軍隊に入隊することなく、A株式会社で5年間継続して勤務していたので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日と記録されていることが確認できる。

一方、申立人の元同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が昭和19年6月1日から継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の管理するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得したことが

確認できる。

さらに、申立人及び申立人と同時期に同様の業務に従事していた元同僚は、「同じ職場で勤務して、肉体的労働に従事していた。」としていることに加え、複数の元同僚は、社会保険事務所の記録から昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和19年6月から同年9月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和19年10月1日にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月29日に資格を喪失した後、同年10月20日に同社において再度、資格を取得しており、同年9月の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、申立人の元同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間に継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和20年8月28日に軍隊の入隊通知を受けていたが、終戦となり入隊せず、同年8月末か同年9月にB副社長のお供をしてCの現場を視察した。」と供述しており、継続して勤務していたことを明確に記憶している。

さらに、元同僚は、「申立人は継続して勤務しており、昭和20年10月20日は、班長になられた時期である。」と証言している。

加えて、複数の元同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②にかかる保険料を納付していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和 17 年 7 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び複数の元同僚が 19 年 6 月 1 日に被保険者資格の取得をしたことが記載されている。

このほか、当該期間において、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年2月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
父の経営する会社の業績が悪くなり、親族である私は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失したが、A社会保険事務所の職員から、今後は国民年金に加入するようとの説明を受け、手続をした記憶があるのに、昭和61年3月のB区転入時点まで、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続、保険料納付に関する記憶が不明確であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が払い出された者の任意加入の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和61年1月27日以後であることが確認できることから、この時点で申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の妻が申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことから、昭和61年4月11日に55年10月1日資格喪失及び61年3月29日資格取得が追加入力され、申立期間が未加入期間となったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 513

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から57年10月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付状況を照会したところ、納付が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間については、昭和55年10月ごろに私の実家があるA町の役場から、未納である旨の通知が実家に送付され、父親が一括して役場に納付したと実家の義姉から聞いているので申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親も既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和51年6月23日任意加入資格喪失、57年11月2日強制加入資格取得と記録され、社会保険庁の記録と一致しており、申立期間のうち、51年6月から57年10月までの期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の未納通知を、昭和55年10月ごろ受け取ったと説明しており、この時点では51年4月及び同年5月の保険料は時効により納付することができない上、特例納付の実施時期でもない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 514（事案 51 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年10月まで

私の妻は昭和55年2月ごろに、A市の国民年金係が作成した「国民年金保険料特例納付による年金受給資格期間及び納付金額計算書」に記載されていた私の保険料6万8,000円、妻の保険料19万8,000円を特例納付でB銀行A支店に振り込んだ。

その後、A市からC町に転居した昭和55年4月ごろ、C町役場の国民年金係に相談に行った際、再度、特例納付の説明を受け、私の保険料6万4,000円、妻の保険料20万円を、妻が同年6月ごろにC町内のD銀行で振り込んだ。

しかし、前回申し立てた時は、「国民年金保険料特例納付による年金受給資格期間及び納付金額計算書」はC町が作成した説明資料であるとした上で、訂正不要とされたが、A市が同資料を作成したことを認めてくれたので記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む昭和44年6月から51年12月までの期間の申立てについては、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと、申立人がA市で納付したと主張している国民年金保険料額は、申立人が主張している国民年金保険料納付期間の特例納付保険料及び過年度納付保険料並びに現年度納付保険料の合計額とは大きく相違していること、申立人夫婦は、A市での保険料納付期間が同じであると主張しているにもかかわらず、申立人とその妻が納付したとする金額は2倍以上相違しており、申立人の主張には不自然な点が見られること、また、申立人が主張するA市での保険料納付金額は、申立人が保管しているC

町役場作成の説明資料に記載された特例納付保険料の参考金額と合致しているだけで、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認め難いこと、さらに、申立人とC町役場との協議に基づき、同町役場から申立人に交付された特例納付保険料納付書の送付書から、同町役場が申立人の国民年金受給資格に最低限必要な納付月数分の特例納付保険料納付書を発行していることが確認でき、申立人がC町で納付した当該特例納付保険料は、昭和43年2月から44年5月までの16か月の期間に充当されていることから、社会保険庁の記録に不自然さは見られず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は保険料納付を示す資料として提出した「国民年金保険料特例納付による年金受給資格期間及び納付金額計算書」がC町ではなく、A市において作成されたものであるとして、申立期間を昭和44年6月から45年10月までの期間とし、再申立てを行っているが、同資料は申立人及びその妻が国民年金受給に必要な最低限の納付月数に相当する金額が記載されたものであり、申立人の妻とC町役場との協議に基づき、同町役場から交付された「特例納付 納付書の送付について」と基本的にその作成の趣旨は同じものであり、保険料額もほぼ同額である。それにもかかわらず、申立人の妻がC町役場に対して確認を求めた形跡は無く、短期間のうちに連続して保険料を納付したとするのは不自然であると考えられること、また、申立人は、当時2回一括納付した記憶があるとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人夫婦は昭和52年1月から54年3月までの保険料27か月分（夫婦二人分、12万6,720円）をA市転出前の54年5月に過年度納付したことが確認でき、申立人は、このことを申立期間の保険料と混同しているものと考えられることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 515 (事案 52 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年5月まで

私は昭和55年2月ごろに、A市の国民年金係が作成した「国民年金保険料特例納付による年金受給資格期間及び納付金額計算書」に記載されていた私の保険料19万8,000円、夫の保険料6万8,000円を特例納付でB銀行A支店に振り込んだ。

その後、A市からC町に転居した昭和55年4月ごろ、C町役場の国民年金係に相談に行った際、再度、特例納付の説明を受け、私の保険料20万円、夫の保険料を6万4,000円を同年6月ごろにC町内のD銀行で振り込んだ。

しかし、前回申し立てた時は、「国民年金保険料特例納付による年金受給資格期間及び納付金額計算書」はC町が作成した説明資料であるとした上で、訂正不要とされたが、A市が同資料を作成したことを認めてくれたので記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む昭和47年4月から51年12月まで期間の申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、申立人がA市で納付したと主張している国民年金保険料額は、申立人が主張している国民年金保険料納付期間の特例納付保険料及び過年度納付保険料並びに現年度納付保険料の合計額とは大きく相違している上、申立人夫婦は、A市での保険料納付期間が同じであると主張しているにもかかわらず、申立人とその夫が納付したとする金額は2倍以上相違しており、申立人の主張には不自然な点が見られること、また、申立人が主張するA市での保険料納付金額は、申立人が保管しているC町役場作成の説明資料に記載された特例納付保険料の参考金額と合致していることのみで、申立期間の国

民年金保険料を納付したものと認め難いこと、申立人とC町役場との協議に基づき、同町役場から申立人に交付された特例納付保険料納付書の送付書から、同町役場が申立人の国民年金受給資格に最低限必要な納付月数分の特例納付保険料納付書を発行していることが確認でき、申立人がC町で納付した当該特例納付保険料は、昭和43年2月から47年3月までの50か月の期間に充当されていることから、社会保険庁の記録に不自然さは見られず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け年金記録の訂正は必要で無いとする通知が行われている。

これに対し、申立人は保険料納付を示す資料として提出した「国民年金保険料特例納付による年金受給資格期間及び納付金額計算書」がC町ではなく、A市において作成されたものであるとして、申立期間を昭和47年4月から51年5月までの期間とし、再申立てを行っているが、同資料は申立人及びその夫が国民年金受給に必要な最低限の納付月数に相当する金額が記載されたものであり、申立人とC町役場との協議に基づき、同町役場から交付された「特例納付 納付書の送付について」と基本的にその作成の趣旨は同じものであり、保険料額もほぼ同額である。それにもかかわらず、申立人がC町役場に対して確認を求めた形跡は無く、短期間のうちに連続して保険料を納付したとするのは不自然であると考えられること、また、申立人は、当時2回一括納付した記憶があるとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、申立人夫婦は昭和52年1月から54年3月までの保険料27か月分（夫婦二人分、12万6,720円）をA市転出前の54年5月に過年度納付したことが確認でき、申立人は、このことを申立期間の保険料と混同しているものと考えられることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、厚生年金保険料と重複して納付していたものと認めることはできない。

また、昭和36年8月から45年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

さらに、昭和45年7月から48年3月までの期間及び同年10月から49年7月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年7月まで(還付)
② 昭和36年8月から45年3月まで
③ 昭和45年7月から48年3月まで(還付)
④ 昭和48年4月から同年9月まで
⑤ 昭和48年10月から49年7月まで(還付)

私は、長女の出産を控えた昭和43年11月、国民健康保険に加入しようとA市のB区役所に行った時、「国民年金に加入しないと国民健康保険証を発行できない。」と言われたため、慌てて国民年金に加入し、同年度分の保険料を全額支払った。その時、手続をした男性が「5年間さかのぼって納付できる。」と言ったので、44年1月に昭和38年度から42年度までの保険料として約3万円を納付した。その後、昭和46年1月に女性の集金人が来て、国民年金手帳の45年4月から6月の欄に印紙を貼り、「あなたは昭和36年4月から払っている。」と言ったが、その後集金人が来たことはなかった。そして、44年4月には1年分を前納し、45年4月以降は、子供の3か月健診等でA市のC区役所D支所と同じ建物にあった健診センターに行った時に3か月毎に納付していた。しかし、49年に転居先のE市役所で国民年金に入っていないと言われ、仕方なくさかのぼれるところまで納付したが、この間はD支所で払ってきたので二重払いとなるはずである。

また、昭和46年1月に来た集金人が、納付済みと言った期間が未納とされているのは納付できないし、E市で二重に納付している期間の保険料は還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間①及び②については、集金人から「あなたは昭和36年4月から払っている。」と言われたとの主張であるが、昭和36年4月1日は申立人の国民年金の資格取得日であり、申立人には、この期間の保険料納付について明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人がA市C区に居住していた昭和46年1月14日に払い出されているが、この時点で申立期間①及び②のうち43年9月までは、時効により制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は43年11月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、44年1月に5年分の保険料をさかのぼって納付したと主張するが、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、この時点では特例納付の対象期間でもない。

さらに、申立人は、A市B区役所で国民年金の加入手続をした後、一貫して保険料を納付しているので、昭和49年にE市役所で納めた保険料は二重に納付したものであると主張しているが、申立人が保管している申立期間③に係る領収書（2万9,700円）の領収日は50年12月19日で、第2回特例納付が実施された時のものであることが確認でき、ほかに、申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間⑤に係る領収書（1万5,750円）は、前述の特例納付実施期間の翌月である昭和51年1月14日に過年度納付されたものであり、この時点で、申立期間④は時効により制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を厚生年金保険料と重複して納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

さらに、申立人が申立期間③及び⑤の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
昭和49年1月に会社を退職後、町内の集金人が自宅へ来たので国民年金の加入手続をし、その集金人に国民年金保険料を納付していた。
申立期間が未納とされているが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年8月13日に払い出されており、同年1月22日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間は過年度となり集金人に保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、初めて集金人に国民年金保険料を納付したのは、昭和49年の9月か10月ごろであると回答しており、申立人が所持する保険料の領収証書を確認しても、同年4月から同年9月までの保険料の領収日が同年10月26日となっており、以後の領収日は3か月ごととなっていることから、申立人は、この時点から保険料の納付を開始したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 60 年 6 月までの期間及び昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 61 年 7 月から同年 12 月まで

昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までは専門学校の学生であったが、59 年 4 月から母が経営する美容院で働き始めたので、国民年金保険料の支払いを始めた。その後、20 歳以降の未納分の保険料の納付書がきたので、A 市 B 支所の職員に相談して、保険料を分割して支払った。申立期間が未納とされているのは納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続や保険料の納付等についての申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 11 月 13 日に払い出されており、A 市の記録において、国民年金の加入届出日が同年 10 月 21 日とされていることから、申立期間①の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和 59 年 4 月以後の保険料を定期的に納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録を見ると、申立人が保険料を定期的に納付するようになったのは、62 年 1 月以後であることが確認できる。

加えて、申立人は、20 歳以降の未納分の保険料を昭和 59 年度に支払ったと主張しているが、社会保険庁の記録を見ると、60 年 7 月から 61 年 6 月までの

保険料が数回に分けて過年度納付されていることが確認できることから、申立人はこのことを申立期間の保険料の納付と混同しているものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで
母親から、「お前は、弟で分けてやる財産も無いから、せめて年金ぐらいは受け取れるように支払っておいた。」と聞いていた。母親にすべて任せきりであり、母親が保険料を支払っているところを見たこともないが、当時の経済状況や母親の性格からして、母親が兄の保険料だけを納付して私の保険料を納付しなかったとは考えられないので、調査の上、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、申立人の兄に聴取しても、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年8月30日に払い出され、37年10月22日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び兄の国民年金手帳記号番号は昭和36年5月26日に連番で払い出されており、申立人の同記号番号とは払出時期を異にすることから、申立人の母親が申立人及びその兄の保険料を一緒に納付するようになったのは、申立人の同記号番号が払い出された40年8月30日以降であると考えられる。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年6月まで

当時、私は両親と兄夫婦と同居しており、農業婦人会の人が国民年金保険料や国民健康保険料などを集金していた。母及び姉は、国民年金保険料が納付済みとなっているので、私の保険料も家族の誰かが納付してくれていたと思う。兄嫁に確認したら、私の分も納めていたと証言してくれたので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同居親族が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に死亡しており、申立人の姉は、当時は結婚し別世帯で保険料を納付していたと回答しており、兄嫁に聴取しても、申立人の保険料の納付時期等についての記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年7月27日に払い出されており、45年1月25日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和53年ごろに、国民年金保険料をいくらかまとめて納付した覚えがある。」と回答しており、昭和51年7月以降の保険料は納付済みとされていることから、申立人は、国民年金に加入後、その時点で納付可能な保険料を過年度納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 31 日から 40 年 10 月 26 日まで

A 有限会社の社長である父が、昭和 39 年 8 月 7 日に B 株式会社を設立した。私がこの会社の代表となり、会社が運営できるまでの期間、私と B 株式会社の従業員を親会社である A 有限会社の従業員として管理していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の法人登記簿及び同僚の証言から、申立人が申立期間について同社の代表として勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を親会社の A 有限会社の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社における申立人の被保険者の資格喪失日は昭和 39 年 8 月 31 日と確認でき、また、健康保険被保険者証の返納を示す「証返納」の押印が確認できることから、社会保険庁の記録のとおり、事業主による厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出が行われたものと推認することができる。

このほか、A 有限会社は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月から 33 年 5 月まで
昭和 30 年 3 月から 37 年 4 月までの期間、株式会社Aに勤務していた。
社会保険庁の記録では、昭和 30 年 3 月から 33 年 5 月までの期間について、厚生年金保険の加入期間が無い。申立期間についても勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、被保険者名簿の備考欄に「取得実調訂正」の記載があり、申立人を含む7名の厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 33 年 7 月 1 日から同年 6 月 1 日に訂正されていることから、同年 6 月 1 日付けで資格を取得したことを推認することができる。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 8 日から 39 年 2 月 1 日まで

A株式会社にて昭和 38 年 7 月 1 日に入社し、社内旅行にも参加しているのに厚生年金保険の加入期間が 38 年 9 月 8 日までとなっている。

次の転職先である B 株式会社にて就職が決定するまで、A 株式会社にて勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に A 株式会社にて勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間について健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A 株式会社は、既に全廃しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 5 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 1 月 31 日から 48 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 33 年 2 月 5 日から 48 年 8 月 21 日まで A 事業所で継続して働いていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、A 事業所は個人事業所であり、申立期間①及び②については事業主である義父と同居しており、個人事業主の同居の親族は原則として厚生年金保険には加入できないことから、厚生年金保険の被保険者となることはできない期間である

さらに、申立人は、申立期間②のうち昭和 37 年 4 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月24日から25年1月10日まで

私は、昭和24年5月1日から25年11月30日まで、甲板員としてA丸に乗船していた。24年12月24日から25年1月10日までB県のC造船所にドック入りしていた期間は休暇中ではあっても船員保険料が給与から控除されていたはずである。社会保険庁の記録では、この間、厚生年金保険の被保険者期間とされているが、アルバイトをしていただけなので、船員保険の期間が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間とされていることが確認できる。

また、Dに申立人に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況を照会したところ、「昭和24年5月1日から25年11月30日まで、甲板員としてA丸に乗船していた事実は乗船員名簿からは確認できず、また、A丸が、24年12月24日から25年1月10日までB県のC造船所にドック入りしていた事実も確認できない。」との回答であった。

さらに、当時の同僚にも照会したものの、申立内容に係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から平成 2 年 4 月まで

A株式会社及び株式会社Bに勤務していた期間のうち、昭和 47 年 1 月から平成 2 年 4 月までは、これら事業所から毎月の給与において、「職務給の内渡額」という項目で、基本給や手当に 10 万円弱の金額を付加して手渡されていた。

ところが、これら事業所は、「職務給の内渡額」を除いた額を報酬月額として社会保険事務所に届け出ており、社会保険事務所の記録もそのとおりとなっている。

この間の標準報酬月額の決定に疑義があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張する標準報酬月額の相違については、A株式会社及び株式会社Bが「職務給の内渡額」として支給されている額を報酬月額に参入するか否かにより生じていると認められるところ、これらの支給額については、厚生年金保険法第 20 条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当することが確認できない。仮に当該支給額が報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。